

西労組合員への賠償命令が確定！

最高裁がJR西日本の上告を棄却！

JR東海のフォロー教育も同じだ！

JR西日本がミスをした運転士らに課した「日勤教育」で屈辱的な扱いを受けたとして、JR西労組合員が同社などに計600万円の損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁判所第1小法廷は上告を棄却する決定をしました。(決定は11日付)これにより、同社などに対し、運転士と車両管理係の計2名に計90万円の支払いを命じた大阪高裁の判決が確定しました。

JR西日本の「日勤教育」を不当労働行為と認定！

2010年3月14日 大阪日日新聞

「日勤教育」JR西敗訴

社員2人に90万賠償確定

最高裁上告棄却

オーバーランや定刻遅れなどを理由に運転士らを再教育する「日勤教育」は不当労働行為だと、JR西日本の社員3人が会社に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(宮川光治裁判長)は13日までに、会社側の上告を退ける決定をした。3人のうち2人に計90万円を支払うよう命じた二審判決は、6日間にわたる審判を経て、2007年9月の大阪地裁判決は、係員に対する日勤教育の「一、二審判決による」と、JR西は03年、オ	オーバーランや定刻遅れなどを理由に運転士らを再教育する「日勤教育」は不当労働行為だと、JR西日本の社員3人が会社に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(宮川光治裁判長)は13日までに、会社側の上告を退ける決定をした。3人のうち2人に計90万円を支払うよう命じた二審判決は、6日間にわたる審判を経て、2007年9月の大阪地裁判決は、係員に対する日勤教育の「一、二審判決による」と、JR西は03年、オ	車内の天井清掃や基地内の除草を「本来業務ではない」として違法と認め、15万円の賠償をJR西に命令。さらに09年5月の二審大阪高裁判決は、係員への賠償額を増額した上で、運転士についても「目標を示さない長期間の日勤教育は相当とはいえない」と判断した。日勤教育は、05年の尼崎JR脱線事故の運転士も受けており、事故の背景の一つと指摘	車内の天井清掃や基地内の除草を「本来業務ではない」として違法と認め、15万円の賠償をJR西に命令。さらに09年5月の二審大阪高裁判決は、係員への賠償額を増額した上で、運転士についても「目標を示さない長期間の日勤教育は相当とはいえない」と判断した。日勤教育は、05年の尼崎JR脱線事故の運転士も受けており、事故の背景の一つと指摘
--	--	---	---